

官報

号外

平成七年三月二日

○第百三十二回 衆議院會議録 第十二号

平成七年三月二日(木曜日)

議事日程 第九号

平成七年三月二日

正午開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅

建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出)

午後零時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○議長(土井たか子君) 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名を行います。

○山本有二君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理委員会に

皆川 迪夫さん

福田 勝一さん

及び 鈴木 一弘さん

を指名いたします。

また、同予備委員に

村口 勝哉さん

磯辺 和明さん

及び 小石 侑子さん

を指名いたします。

金井 和夫さん
川那辺 博さん

日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第一、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長松永光君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松永光君登壇〕

○松永光君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等にかんがみ、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであります。

本案の主な内容は、次のとおりであります。

第一は、最近における公務員給与の改定等に伴い、投票所経費、開票所経費等の積算単価である超過勤務手当及び投票管理者、開票管理者、立会

人等の費用弁償その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第二は、最近における物価の変動等に伴い、選挙公報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価である印刷費その他の額を実情に即するよう引き上げ、これらの経費に係る基準額を改定しようとするものであります。

第三は、政見放送公営費及び経歴放送公営費を算定種目に加えるとともに、ポスター掲示場の経費の額について、その算定の単位を掲示場の区画数としようとするものであります。

本案は、二月十七日参議院より送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る二月二十八日野中自治大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第三 電線共同溝の整備等に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第二、住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案、日程第三、電線共同溝の整備等に関する特別措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長長の報告を求めます。建設委員長遠藤和良さん。

住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案及び同報告書

同報告書

(本号末尾に掲載)

〔遠藤和良君登壇〕

○遠藤和良君 ただいま議題となりました二法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民の良質な住宅の取得を引き続き促進するとともに、現下の財政状況のもとにおきまして安定した住宅資金の融通を確保するため、一定の既存住宅に係る住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間についての特例措置を二年間延長するとともに、公庫の特別損失に係る規定の整備を行おうとするものであります。

本案は、去る二月三日本委員会に付託され、同月七日野坂建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十四日質疑に入り、二十三日質疑を終了、昨三月一日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議が付されました。次に、電線共同溝の整備等に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、電線を道路の地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去また

は設置の制限をすることにより、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線共同溝を整備すべき道路の指定の制度を新設するとともに、道路管理者による電線共同溝の建設、電線共同溝の管理並びに国庫による負担及び補助の特例等について定めようとするものであります。

本案は、去る二月十日日本委員会に付託され、同月十四日野坂建設大臣から提案理由の説明を聴取し、同日質疑に入り、二十三日質疑を終了、昨三月一日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十二分散会

出席國務大臣

建設 大臣 野坂 浩賢君
自治 大臣 野中 広務君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二月二十八日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成六年度一般会計補正予算(第2号)

平成六年度特別会計補正予算(特第2号)

平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)

一、去る二月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

旅券法の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律

(政府委員承認)

一、昨日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

総務庁行政監察局長 田中 一昭
兼行政改革委員会事務局局長

国土庁長官官房審議官
兼阪神・淡路復興対策 角地 徳久
本部事務局次長

(政府委員任命)

一、昨日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、一日議長において承認した田中一昭外一名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、一日(総務庁行政監察局長)田中一昭及び

(国土庁長官官房審議官)角地徳久の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 玄葉光一郎君(理事玄葉光一郎君昨一日委員解任につきその補欠)

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

解任

補欠

永井 英慈君

藤村 修君

加藤 万吉君

遠藤 登君

藤村 修君

永井 英慈君

遠藤 登君

加藤 万吉君

法務委員

解任

補欠

橋 康太郎君

山中 貞則君

倉田 栄喜君

平田 米男君

山中 貞則君

橋 康太郎君

平田 米男君

倉田 栄喜君

大蔵委員

解任

補欠

山中 貞則君

山本 有二君

谷口 隆義君

宮本 一三君

平田 米男君

倉田 栄喜君

宮本 一三君

谷口 隆義君

山本 有二君

山中 貞則君

倉田 栄喜君

平田 米男君

矢島 恒夫君

佐々木陸海君

厚生委員

解任

補欠

宮本 一三君

谷口 隆義君

谷口 隆義君

宮本 一三君

農林水産委員

解任

補欠

遠藤 登君

加藤 万吉君

加藤 万吉君

遠藤 登君

環境委員

解任

補欠

佐々木陸海君

岩佐 恵美君

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

解任

補欠

池田 隆一君

池端 清一君

環境委員

辞任

補欠

池端 清一君

池田 隆一君

逢沢 一郎君

江藤 隆美君

金田 英行君

後藤田正晴君

齊藤斗志二君

中山 太郎君

野田 聖子君

村田敬次郎君

江藤 隆美君

逢沢 一郎君

後藤田正晴君

金田 英行君

中山 太郎君

齊藤斗志二君

村田敬次郎君

野田 聖子君

予算委員

辞任

補欠

江藤 隆美君

中谷 元君

後藤田正晴君

木村 義雄君

近藤 鉄雄君

山本 有一君

中山 太郎君

長勢 甚遠君

村田敬次郎君

龜井 善之君

山崎 拓君

野田 実君

石田 勝之君

岩浅 嘉仁君

左藤 恵君

古賀 敬章君

笹木 竜三君

石田 美栄君

池端 清一君

永井 孝信君

今村 修君

山崎 泉君

前原 誠司君

宇佐美 登君

龜井 善之君

村田敬次郎君

木村 義雄君

後藤田正晴君

中谷 元君

江藤 隆美君

長勢 甚遠君

中山 太郎君

野田 実君

山崎 拓君

山本 有一君

近藤 鉄雄君

石田 美栄君

笹木 竜三君

岩浅 嘉仁君

石田 勝之君

古賀 敬章君

左藤 恵君

永井 孝信君

池端 清一君

山崎 泉君

今村 修君

宇佐美 登君

前原 誠司君

一、昨日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

弘友 和夫君

大口 善徳君

大口 善徳君

弘友 和夫君

厚生委員

辞任

補欠

荒井 広幸君

遠藤 利明君

岩浅 嘉仁君

杉山 憲夫君

遠藤 利明君

荒井 広幸君

杉山 憲夫君

岩浅 嘉仁君

建設委員

辞任

補欠

遠藤 利明君

茂木 敏充君

佐田玄一郎君

松下 忠洋君

高藤 文昭君

稲葉 大和君

塩谷 立君

河村 建夫君

田野瀬良太郎君

林 幹雄君

大口 善徳君

弘友 和夫君

杉山 憲夫君

岩浅 嘉仁君

玄葉光一郎君

宇佐美 登君

稲葉 大和君

高藤 文昭君

河村 建夫君

塩谷 立君

林 幹雄君

田野瀬良太郎君

松下 忠洋君

佐田玄一郎君

茂木 敏充君

遠藤 利明君

岩浅 嘉仁君

杉山 憲夫君

弘友 和夫君

大口 善徳君

宇佐美 登君

玄葉光一郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

佐藤 剛男君

岸田 文雄君

原 健三郎君

木村 義雄君

三ツ林弥太郎君

斎藤 文昭君

金子徳之介君

星野 行男君

畑 英次郎君

上田 清司君

宮本 一三君

土田 龍司君

木村 義雄君

原 健三郎君

岸田 文雄君

佐藤 剛男君

斎藤 文昭君

三ツ林弥太郎君

上田 清司君

畑 英次郎君

土田 龍司君

宮本 一三君

星野 行男君

金子徳之介君

一、去る二月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

補欠

桜井 新君

松下 忠洋君

大畠 章宏君

後藤 茂君

松下 忠洋君

桜井 新君

後藤 茂君

大畠 章宏君

(議案提出)

一、去る二月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

地方分権推進法案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

更生保護事業法案

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二月二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

電気通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

通信委員会 付託

一、去る二月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託

一、去る二月二十八日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(予)

建設委員会 付託

(議案送付)

一、去る二月二十七日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百三十一回国会衆法第七号)

一、去る二月二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成六年度一般会計補正予算(第2号)

平成六年度特別会計補正予算(特第2号)

平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)

平成七年度一般会計予算

平成七年度特別会計予算

平成七年度政府関係機関予算

国立学校設置法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

(議案通知書受領)

一、去る二月二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(第百三十一回国会衆法第七号)

一、去る二月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

平成六年度一般会計補正予算(第2号)

平成六年度特別会計補正予算(特第2号)

平成六年度政府関係機関補正予算(機第2号)

恩給法等の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法案

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

平成六年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災に対処するための平成六年度における公債の発行の特例等に関する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月十七日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「平日」とは、休日以外の日をいい、「休日」とは、地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日という。

第三条中「次の各号」を「次に」に改め、第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 政見放送公営費及び経歴放送公営費
第四条第一項の表を次のように改める。

第四条第二項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 数	投票 日	区市町村			
		区	市	町	村
五 百 人 未 満	平 日	八六、三三二円	二二九、三〇七円	七四、六五四円	一九七、二〇四円
五 百 人 未 満	休 日	一〇九、六八八	二九三、五一一	九八、〇一〇	二六、一四一〇
二 千 人 未 満	平 日	一一一、九八一	二九五、八〇六	一〇〇、三〇三	二六三、七〇三
二 千 人 未 満	休 日	一二三、六五九	三三七、九〇九	一一一、九八一	二九五、八〇六
三 千 人 未 満	平 日	一四七、〇一五	三九二、一一五	一二三、六五九	三三七、九〇九
三 千 人 未 満	休 日				

第四条第三項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 数	投票 日	区市町村			
		区	市	町	村
一 万 五 千 人 未 満	平 日	一六〇、九八六	四二六、五一一	一三七、六三〇	三六二、三〇五
一 万 五 千 人 未 満	休 日	二二九、三七六	五八七、〇二六	一八四、三四二	四九〇、七一七
二 万 五 千 人 未 満	平 日	三三四、四七八	八七五、九五三	二七七、七六六	七四七、五四一
二 万 五 千 人 未 満	休 日	四二九、五八〇	一、一六四、八八〇	三五九、五二二	九七二、二六二

第四条第四項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 数	投票 日	区市町村			
		区	市	町	村
一 万 五 千 人 未 満	平 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
一 万 五 千 人 未 満	休 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
二 万 五 千 人 未 満	平 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
二 万 五 千 人 未 満	休 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
三 千 人 未 満	平 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
三 千 人 未 満	休 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
五 百 人 未 満	平 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇
五 百 人 未 満	休 日	二六、三三三	六六、六〇〇	三三、三〇〇	三三、三〇〇

五 百 人 未 満 上	八六、三三二	二二九、三〇七	七四、六五四	一九七、二〇四
二 千 人 未 満 上	一〇〇、三〇三	二六三、七〇三	八八、六二五	二三一、六〇〇
三 千 人 未 満 上	一一一、九八一	二九五、八〇六	一〇〇、三〇三	二六三、七〇三
五 千 人 未 満 上	一二三、六五九	三二七、九〇九	一一一、九八一	二九五、八〇六
一 万 人 未 満 上	一四九、三〇八	三九四、四〇八	一二五、九五二	三三〇、二〇二
一 万 五 千 人 未 満 上	一八四、三四二	四九〇、七二七	一六〇、九八六	四二六、五一一
二 万 人 未 満 上	二六六、〇八八	七二五、四三八	二三一、〇五四	六一九、二二九
二 万 人 以 上	三五九、五二二	九七二、二六二	三〇一、二二二	八一、七四七

第四条第五項中「投票日」を「投票が平日に行われる場合において投票日」に、「場合においては」を「ときは」に、「五万二千八百六十三円」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 投票日の翌日が平日である場合
- 二 投票日の翌日が休日である場合

五万九千二十五円
六万九百十二円

第四条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項の表中

二、〇五二	二、四五二	二、八五二	三、二五二	三、六五二	四、八五二	七、二五二	九、六五二
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

二、四五二	三、二五二	三、二五二	三、六五二	四、〇五二	四、四五二	六、〇五二	九、二五二	二、〇五二
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

に、

一、六五二	二、〇五二	二、〇五二	二、四五二	二、八五二	三、二五二	四、〇五二	六、〇五二	八、〇五二
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

二、〇五二	二、四五二	二、八五二	三、二五二	三、六五二	四、〇五二	五、二五二	七、六五二	一〇、〇五二
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

に改め、同項を同条第九項

とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合
- 二 投票日の翌日が休日である場合

六万三千八百十三円

第五条第一項中「衆議院議員選挙」の下に「の投票が平日に行われる場合」を加え、同項の表を次のように改める。

開票 の選 挙 人 数	投票の 翌日	区市町村					
		区		市		町 村	
千 人 未 満	平日	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円
千 人 未 満	休日	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円	二九、二〇六円
二 千 人 未 満	平日	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円
二 千 人 未 満	休日	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円	三三、三〇六円
三 千 人 未 満	平日	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円
三 千 人 未 満	休日	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円	四〇、八〇六円
五 千 人 未 満	平日	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円
五 千 人 未 満	休日	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円	五八、一〇六円

第五條第八項を同條第十二項とし、同條第七項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人数		開票日		区市町村	
千 人	未 満	平 日	休 日	平 日	休 日
千 人	未 満	三、〇四 円	一、四、七 円	五、六、五 円	一、四、三 円
二 千 人	未 満	三、九三	三、八、〇元	六、八、四三	三、六、九元
三 千 人	未 満	七、五、六	三、六、一、〇	七、八、六	三、四、五、〇
五 千 人	未 満	一〇、二、三	四、一、九四	九、四、五	三、九、〇、二
一 万 人	未 満	二、三、一	五、六、六、五	二、三、三、二	五、〇、五、五
一 万 五 千 人	未 満	二、五、四、六	六、八、五、四	一、五、〇、六、六	六、九、七、四
		平 日	休 日	平 日	休 日
		五、六、八、四 円	二、五、三、四 円	五、六、八、四 円	二、五、三、四 円
		六、八、四三	三、六、九元	七、八、六	三、四、五、〇
		九、四、五	三、九、〇、二	五、〇、五、五	六、九、七、四
		二、三、三、二	五、〇、五、五	二、三、三、二	五、〇、五、五
		二、五、四、六	六、八、五、四	一、五、〇、六、六	六、九、七、四

開票区 の選挙人数		区市町村		区	市	町	村
千	人 未 満			一三七、五八〇	円		一三三、八二二
二千	人 以 未 満			一六五、〇九六			一三七、五八〇
三二	千 人 未 満			二四七、六四四			二〇六、三七〇
五三	千 人 未 満			三〇二、六七六			二六一、四〇二
一五	万 人 未 満			三八五、二二四			三三〇、一九一
一一	万 人 以 未 満			五〇九、〇四六			四二六、四九八
二一	万 人 以 未 満			五五〇、三二〇			四六七、七七二
三二	万 人 未 満			六三一、八六八			五三六、五六二
三	万 人 以 上			七四二、九三二			六一九、一一〇

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区	市	町	村
二万五千人以上	二〇四、九四〇	七五、三三四	一六、三三四	五五、五五五	一六、五五六
二万人以上	三三、三三二	八六、一九九	三六、三三一	八四、七九七	二〇、一四四
三万人以上	三三、三三二	一〇、二四二	二八、五五五	一〇、四四四	二七、七七七
					八六、八七

第五條第七項を同條第十一項とし、同條第六項の表を次のように改める。

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区	市	町	村
千人未満	一四四、三八〇	一四七、七七〇	一二九、九四二	一三三、九九三	
二千人未満	一七三、二五六	一七七、三三四	一四四、三八〇	一四七、七七〇	
三千人未満	二五九、八八四	二六五、九八六	二二六、五七〇	二二一、六五五	
四千人未満	三一七、六三六	三三三、〇九四	二七四、三三二	二八〇、七六三	
五千人未満	四〇四、二六四	四二二、七五六	三四六、五二二	三五四、六四八	
一万人未満	五三四、二〇六	五四六、七四九	四四七、五七八	四五八、〇八七	
二万人未満	五七七、五二〇	五九一、〇八〇	四九〇、八九二	五〇二、四一八	
三万人未満	六六四、一四八	六七九、七四二	五六三、〇八二	五七六、三〇三	
三万人以上	七七九、六五二	七九七、九五八	六四九、七一〇	六六四、九六五	

第五條第六項を同條第八項とし、同項の次に次の二項を加える。
 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所
 経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区	市	町	村
千人未満	一〇八、三三三	三三、三七四	二〇、六四四	三三、三三三	一三、三七七
					一五、三七七

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区	市	町	村
二千人以上	二四、七七七	二八、四七七	二四、三三七	二四、三七七	二二、〇四四
三千人以上	三三、三三二	三六、三七三	三三、〇三三	三三、三三三	三〇、一三三
四千人以上	四三、六八八	四三、三三九	四三、六八八	四三、六八八	四三、六八八
五千人以上	五三、六八八	五三、六八八	五三、六八八	五三、六八八	五三、六八八
一万人以上	七三、六八八	七三、六八八	七三、六八八	七三、六八八	七三、六八八
二万人以上	八三、六八八	八三、六八八	八三、六八八	八三、六八八	八三、六八八
三万人以上	九三、六八八	九三、六八八	九三、六八八	九三、六八八	九三、六八八

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区	市	町	村
千人未満	一五、一七〇	一五、四七〇	一三六、〇五三	一三九、一一三	
二千人未満	一八、四〇四	一八、五八四	一五、一七〇	一五、四七〇	
三千人未満	二七、一〇六	二七、八二六	二二、六五五	二二、三一一	
四千人未満	三三、一五七	三三、〇五四	二八、七二三	二九、三八三	
五千人未満	四三、二七六	四三、二七六	三六、一八〇	三七、〇九六	
一万人未満	五五、九三二	五五、九三二	四六、八二七	四七、九一七	
二万人未満	六〇、四八〇	六〇、四八〇	五二、三九七	五二、五三八	

第五条第五項中「参議院議員選挙」の下に「投票が平日に行われる場合」を加え、同項の表を次のように改める。

三万人以上	八六、三三八	八三四、六七八	六八〇、二六五	六九五、五六五
二万人未満	六九五、三八二	七一一、〇二二	五八九、五六三	六〇二、八二三

第五条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の」の下に「場合において開票を休日に行うときは、同項の」を加え、同項の表を次のように改める。

開票区 の選挙人数	区市町村	開票の日			
		平日	休日	平日	休日
三万人以上	区	一、〇八六、三八二	一、〇八六、三八二	一、〇八六、三八二	一、〇八六、三八二
二万人未満	区	六九五、三八二	六九五、三八二	六九五、三八二	六九五、三八二
二万人以上	市	八三四、六七八	八三四、六七八	八三四、六七八	八三四、六七八
一万人未満	市	五八九、五六三	五八九、五六三	五八九、五六三	五八九、五六三
一万人以上	町	六八〇、二六五	六八〇、二六五	六八〇、二六五	六八〇、二六五
一万人以上	村	六九五、五六五	六九五、五六五	六九五、五六五	六九五、五六五

第五条第四項を同条第六項とし、同条第三項の表を次のように改める。

三万人以上	一、〇八六、三八二	九〇八、〇二八
二万人未満	六九五、三八二	七九七、九六四
二万人以上	八二五、四八〇	六八七、九〇〇
一万人未満	七五七、八三六	四八一、五三〇
一万人以上	四五四、〇一四	三八五、二二四
一万人以上	三四三、九五〇	二八八、九一八

開票区 の選挙人数	区市町村	開票の日			
		平日	休日	平日	休日
三万人以上	区	一、〇八六、三八二	一、〇八六、三八二	一、〇八六、三八二	一、〇八六、三八二
二万人未満	区	六九五、三八二	六九五、三八二	六九五、三八二	六九五、三八二
二万人以上	市	八三四、六七八	八三四、六七八	八三四、六七八	八三四、六七八
一万人未満	市	五八九、五六三	五八九、五六三	五八九、五六三	五八九、五六三
一万人以上	町	六八〇、二六五	六八〇、二六五	六八〇、二六五	六八〇、二六五
一万人以上	村	六九五、五六五	六九五、五六五	六九五、五六五	六九五、五六五

で支障を生ずるおそれが少ないと認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

第三章 電線共同溝の管理

(占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可)

第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。

- 一 占用することができる電線共同溝の部分
- 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量
- 三 電線共同溝を占用することができる期間

(占用予定者であつた者以外の者による電線共同溝の占用の許可)

第十一条 前条の規定による許可を受けた者以外の者であつても、電線共同溝の収容能力に余裕があるときは、建設省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けて、電線共同溝を占用することができる。

2 道路管理者は、前項に規定する者による電線共同溝の占用が次の各号のいずれかに該当する

こととなると認める場合においては、同項の許可をしてはならない。

一 この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有している者の権利を侵害すること。

二 当該電線共同溝の規模及び構造上相当でないこと。

三 当該電線共同溝の管理に支障を及ぼすこと。

3 第一項の許可は、前条各号に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

(電線共同溝の占用に係る変更の許可)

第十二条 道路管理者は、第十条又は前条第一項の規定による許可(この項の規定による変更の許可を含む。)を受けた者から申請があつた場合においては、第十条各号に掲げる事項の変更の許可をすることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前条各号に掲げる事項」とあるのは、「変更後の前条各号に掲げる事項」と読み替へるものとする。

(占用予定者であつた者以外の者等の占用負担金)

第十三条 第十一条第一項又は前条第一項の規定

による許可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は増設に要した費用(第七条第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。))の規定により電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が負担した費用を除く。のうち、当該電線共同溝の占用によつて支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の占用負担金を負担しなければならない。

2 負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(許可に基づく地位の承継)

第十四条 相続人、合併により設立される法人その他第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

第十五条 第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可に基づく権利の全部又は

一部は、道路管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利の全部又は一部を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

(電線の構造等の基準の遵守)

第十六条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者は、当該電線共同溝に電線を敷設する場合においては、政令で定める電線の構造及び敷設の方法の基準に従わなければならない。

2 道路管理者は、電線共同溝を占有する者が敷設する電線が前項に規定する基準に適合しない場合は、当該占有する者に対し、当該敷設に関する工事の中止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公益上やむを得ない必要が生じた場合における措置)

第十七条 道路管理者は、前条第二項に規定する場合のほか、電線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の管理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生じた場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合においては、こ

第八條の二の表以外の部分中「候補者數」を「區區數(当該區區數が候補者の數に百分の百六十を乘じて得た數その數に一未満の端數があるときは、これを四捨五入する。)を超える場合には、当該乘じて得た數」に、「十三人」を「十三」に、「四人」を「四」に、「千三百十元」を「千二百三十六元」に改め、同條の表を次のように改める。

第九條第一項の表を次のように改める。

休	平		開催の時	区市町村
	日			
日	昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。） 夜間（午後五時から午前八時三十分までをいうものとする。） 以下この条において同じ。			
一三、一五七	二一、八八三	五、八五八円	区	
二一、六〇七	二一、三三三	五、三〇八円	市	
二二、四四七	二一、一七三	五、一四八円	町	村

第九條第二項中「夜間」を「平日の夜間又は休日」に、「一万四千二百六十二円」を「平日の夜間にあつては一万五千九百二十四円、休日にあつては一万七千百九十八円」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十一条中「新聞広告」の下に、「政見放送及び経歴放送」を加える。

第十三條第一項の表を次のように改める。

区 分	
選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙 二〇、五五八、四二七円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二四、八五五、〇〇二
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二九、四〇九、四九〇
	参議院議員選挙 一四、三九二、六九三円
	一七、一五〇、六四一
	二〇、三三四、二九三

[illegible]

同溝の建設又は改築、維持、修繕その他の管理を行う道路管理者(当該道路管理者が建設大臣であるときは国、地方公共団体の長であるときは当該地方公共団体の長の統括する地方公共団体の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第二十四条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

(負担金の強制徴収)

第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第七條第一項(第八條第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項又は第十九條の規定に基づく負担金の徴収について準用する。

(行政処分)

第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第十条、第十一条第一項若しくは第十二條第一項の規定による許可若しくは第十五條第一項の規定による承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を取り消すことができる。

一 詐欺その他不正な手段により第十条、第十一条第一項若しくは第十二條第一項の規定による許可若しくは第十五條第一項の規定による承認を受け、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を得た者

二 第十条又は第十一条第三項(第十二條第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の内容に違反して電線共同溝を占用した者

三 第七條第一項(第八條第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項又は第十九條の規定により納付すべき負担金を納付しない者

四 第十六條第二項又は第十七條第一項の規定による処分に違反している者

(不服申立て)

第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市(道路法第十七條第二項の規定により管理を行う市をいう。以下この項において同じ。)である道路管理者がした処分については建設大臣に対して、市町村(指定市及び特定の市を除く。)である道路管理者がした処分については都道府県

知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

(権限の委任)

第二十八条 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(道路法の適用除外)

第二十九条 この法律に基づく電線共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節(第三十九条を除く。)の規定は、適用しない。

(罰則)

第三十条 第六條第二項(第八條第三項において準用する場合を含む。又は第十四條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第七号中「共同溝整備道路」を

「共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第 号)第四

条第二項に規定する電線共同溝整備道路」に、「設ける共同溝」を「設ける共同溝又は電線共同溝」に改める。

(道路整備特別会計法の一部改正)

第三条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第六條第五項を、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第六條第五項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第

号)第二十二條第一項若しくは第三項に、

「又は共同溝の整備等に関する特別措置法第二

十條第一項若しくは第二十一條を、共同溝の整備等に関する特別措置法第二十條第一項若しくは第二十一條又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法第七條第一項(同法第八條第三項

において準用する場合を含む。)、第十三條第一項若しくは第十九條に改める。

市	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が三万人未満のもの	区	選挙人の数が五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	選挙人の数が五百五十万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの	都道府県の支庁又は地方事務所	認定出先機関	大都市	区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	三三八、五三六	三二一、八四八	二二〇、一二八	二二八、四〇八	七三、三七六	三三八、五三六	一、〇三四、二四二	一、一七〇、八四〇	一、三〇七、四三八	一、三〇七、四三八	一、三〇七、四三八	一、四二四、五二二	一、四二四、五二二	一、四二四、五二二	一、四二四、五二二	五二六、八七八	二五三、六八二	一、三三九、一二二	三三八、五三六	一、〇三四、二四二	七八〇、五六〇
	二五八、八一六	二三八、四七二	一六五、〇九六	九一、七二〇	五五、〇三二	二五八、八一六	七八〇、五六〇	八七八、一三〇	九七五、七〇〇	九七五、七〇〇	九七五、七〇〇	九七五、七〇〇	九七五、七〇〇	九七五、七〇〇	九七五、七〇〇	三九〇、二八〇	一九五、一四〇	一、〇〇八、九二〇	二五八、八一六	一、〇三四、二四二	七八〇、五六〇

町	選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの	選挙人の数が二十万人以上のもの
	七三、三七六	五五、〇三二	三六六、八八八	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二	五五、〇三二

第十三条の二第二項中「五百七十一円」を「七百二十七円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「八千三百円」を「一万円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「六千八百円」を「八千二百円」に改める。

第十五条第一項中「千三百八十三円」を「千四百六十三円」に、「百四十七円」を「百五十六円」に改める。

第十六条中「除く」の規定によつて算出した「及び」第十三条の規定による「の下に」参議院議員選挙の執行に要する」を加える。

第十七条第二項中「二、〇八七、三〇八」を「二、四〇九、二〇二」に、「一、一四五、一三〇」を「一、一三三、三九一」に、「一、〇八二、二〇八」を「一、四〇三、七〇二」に、「一、一四二、五八〇」を「一、三三五、六四一」に、「八十八万六千六百二十四円」を「百九万三千九百三十八円」に、「五十

三万九千九百四十六円」を「六十六万五千六百七十七円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙（平成六年十二月二十五日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下この項において「公示日」という。）の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙を除く。）、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の

衆議院會議録第四号中正誤	ベシ 段 行 誤 正	六 三 四 により による	九 四 三 理事を 理事の	四九ページ上段二五行は行頭を一字上げる。	六 上 四 所要な 所要の	同 第八号中正誤	ベシ 誤 正	三 欄外 外二件 外二案

平成七年三月二日 衆議院會議録第十二号

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案及び同報告書 電線共同溝の整備等に関する特別措置
法案及び同報告書

附則第十六項中「昭和六十年から平成元年度」を「平成三年度から平成十二年度」に、「平成元年度において、同表三の項に係る特別損失にあつては平成三年度から平成十二年度」を「平成八年度から平成十七年度」に改める。

(北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正)

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

内需を中心とした我が国経済の安定成長を図るため一定の既存住宅に係る住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間についての特別措置を延長するとともに、同公庫の特別損失に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国民の良質な住宅取得の促進を図るとともに、現下の財政状況の下において安定した住宅資金の融通を確保するため、所要の改善措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長の特例措置について、適用期限を二年間延長し平成八年度末までの措置とする。

2 平成七年度から平成十一年度までの各年度の特別損失について、後年度に国が交付金を交付して整理するものとする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、国民の良質な住宅の取得の促進と住宅金融公庫の健全な財政確保を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成七年度一般会計予算(住宅対策費)の中に、住宅金融公庫に係る予算として四千四百九億円が計上されている。右報告する。

平成七年三月一日

建設委員長 遠藤 和良

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 住宅金融公庫に対する財政支援の効率化・重点化を図る観点から、速やかに金利体系の見直し、融資制度の簡素合理化などの見直しを図ること。

二 阪神・淡路大震災の被害の甚大さにかんがみ、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付の条件改善と既往貸付に係る特例措置の拡充を図ること。

三 被災した住宅の再建等を促進するため、住宅相談所の整備などの措置を積極的に講ずること。

四 被災したマンションについて、融資等の活用による円滑な建替の推進を図ること。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案

右

国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

目 次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電線共同溝の建設(第三条―第九条)

第三章 電線共同溝の管理(第十条―第二十一条)

附 則

第四章 雑則(第二十一条―第三十条)

附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電線共同溝の建設及び管理

3 第五條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所
経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区市町村			
		区	市	町	村
千人 未満	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円
千人 以上 二千人 未満	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円
二千人 以上 三千人 未満	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円
三千人 以上 五千人 未満	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円
五千人 以上 一万人 未満	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円
一万人 以上 二万人 未満	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円
二万人 以上 三万人 以上	平日	101,000円	100,000円	100,000円	100,000円

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票 区の選 挙人数	投票の 翌日	区市町村			
		区	市	町	村
千人 未満	平日	241,872円	247,322円	221,638円	226,398円
千人 以上 二千人 未満	平日	271,106円	278,236円	226,755円	231,855円
二千人 以上 三千人 以上	平日	377,925円	386,425円	327,457円	334,597円

五千人 以上 一万人 未満	498,861円	510,081円	433,276円	433,276円
一万人 以上 二万人 未満	634,914円	649,194円	529,095円	540,995円
二万人 以上 三万人 以上	831,435円	850,135円	695,382円	711,022円
三万人 以上 四万人 以上	907,020円	927,420円	755,850円	771,850円
四万人 以上 五万人 以上	1,043,073円	1,066,533円	876,786円	896,506円
五万人 以上 六万人 以上	1,194,243円	1,221,103円	997,722円	1,020,162円

第六條第一項の表中「五三一、一四六」を「六五六、二五四」に、「五二八、五九六」を「六五三、五〇四」に、「一、一〇一、七二四」を「一、二六八、三六五」に、「一、〇九九、一六四」を「一、二六五、六一五」に、「二、〇八七、三〇八」を「二、四〇九、二〇二」に、「二、〇八二、二〇八」を「二、四〇三、七〇二」に改め、同条第二項中「三十三万二千八百三十六円」を「四十一万八千四百六十円」に、「四十九万二千三百一十二円」を「六十万二千七百一十一円」に、「八十八万六千二百二十四円」を「百九万三千九百三十八円」に改める。

第七條第一項の表を次のように改める。

都道府県 の世帯数	選挙	選挙区選出議員選挙又は参議院 議員選挙			
		都及び大都市のあ る道府県	その他の県	衆議院比例代表選 出議員選挙又は参 議院比例代表選出 議員選挙	衆議院比例代表選 出議員選挙又は参 議院比例代表選出 議員選挙
一 二十万 未満	円	1	4677	6501	6501
二 二十万 以上 三十万 未満	円	1	4549	6300	6300
三 三十万 以上 四十万 未満	円	1	4118	6103	6103
四 四十万 以上 五十万 未満	円	1	4075	6006	6006
五 五十万 以上 六十万 未満	円	1	3999	5840	5840
六 六十万 以上 七十万 未満	円	1	3814	5719	5719
七 七十万 以上 八十万 以上	円	3459	3439	5685	5685

第六條 相続人、合併により設立される法人その他の電線共同溝の占用予定者の一般承継人は、他の電線共同溝の占用予定者の一般承継人は、電線共同溝の占用予定者の地位を承継する。

2 前項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

第七條 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に
関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 道路管理者は、第五条に規定するところ

により電線共同溝が建設された電線共同溝整備
道路について、既設の電線共同溝の収容能力に
不足を生じたとき、この条に定める
ところにより、電線共同溝を増設することがで
きる。

2 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増設しようとするときは、その旨を公示しなければならぬ。

3 第四条、第五条第二項から第四項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第二項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、「同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第四項」と、同項及び同条第三項、第六条並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共

同溝の占用予定者」と、第五条第二項及び第三項中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第四項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替えるものとする。

（電線共同溝整備道路における道路占用の許可等の制限）

第九條 道路管理者は、第三條第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に関し、道路法第三十二條第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五條の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧のために必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の

占用予定者又はこの法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれを支持する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

三、電氣事業法又は電氣通信事業法の規定に基づき、電線（電氣通信事業法に基づくものにあつては、同法第六條第二項に規定する第一種電氣通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らし困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害復旧を行う場合

四 前三号に掲げるもののほか、当該道路の地上において電線又はこれを支持する電柱による占用を行うことについて公益上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路について安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上

第十二条第二項の表を次のように改める。

第三項及び第七項に同じ		町 村	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	五、三六八、七四九	四、七三三、九七八	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	七、四九九、八八六	六、六六六、八一〇	
選挙人の数が十五万人以上のもの	八、九八六、七六八	八、〇六〇、六二二	
選挙人の数が千人未満のもの	三〇五、八〇三	二五五、六八七	
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三二五、九五七	二七五、八四一	
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五二一、五五四	四四二、四七八	
選挙人の数が三千人以上五千未満のもの	九五八、七三一	七八六、五七五	
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四五九、六七五	一、二二九、五九九	
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、八三四、六八三	一、五五七、三〇二	
選挙人の数が二万人以上のもの	二、二三二、八三九	一、九〇八、一五四	

第十三条第二項の表を次のように改める。

都道府県		区 分	
選挙人の数が五十万人未満のもの	九、三一七、〇一七 _円	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一〇、八二九、五〇二		八、五七九、七六三 _円
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、三四一、九八七		九、七八二、二九一
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一二、三四一、九八七		九、七八二、二九一
選挙人の数が百二十五万人以上百万人未満のもの	一三、二八九、二二二		一〇、五七五、四八六
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一三、七八六、二六五		一〇、九八四、八一九
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一四、七三三、四九〇		一一、七七八、〇一四

第十三条第三項中「開票が」の下に「日曜日及び土曜日以外の」を加え、同項の表を次のように改める。

町		村		市		区	大 都 市	認 定 出 先 機 関	都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が三百万人以上のもの								
選挙人の数が二万人以上のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの					選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの				
一、七五〇、七八一	一、四九〇、一三八	一、二二九、四九五	八〇九、一八九	四三八、七三六	二六〇、六四三	二六〇、六四三	四、五三七、〇八二	四、二三〇、七四九	三、一一五、二二七	二、一〇八、二四一	一、九一五、八八一	三、九三三、二四六	九、〇六八、一二〇	二、一八五、一六〇	四、二六二、九〇五	一九、五〇一、一二一	一四、九〇九、一二一	一一、九一四、六一〇
一、四二八、九〇六	一、二二五、五六八	一、〇〇二、二三〇	六三九、八四四	三六二、四七一	二二三、三三八	二二三、三三八	三、六二七、五九二	三、四一四、三三九	二、四九七、一二二	一、六八五、五五六	一、五五七、三二六	三、一三六、七一一	七、一五二、三二〇	一、六八〇、一五九	三、二九二、〇二〇	一五、四三六、五四〇	一一、九一四、六一〇	一一、九一四、六一〇

の法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者に対し、同項に規定する措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 道路管理者は、電線共同溝を占用する者が前項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し、当該処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

3 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 道路管理者は、第二項の規定による補償金額を第一項に規定する必要を生じさせた者に負担させることができる。

(電線共同溝管理規程)

第十八条 道路管理者は、電線共同溝を通じかつ円滑に管理するため、この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占用する者の意見を聴いて、建設省令で定めるところにより、電線共同溝管理規程を定めるものとする。

(管理負担金)

第十九条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、当該電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

ち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

(原状回復)

第二十条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、電線共同溝を占用することができ期間が満了した場合、電線共同溝の占用を廃止した場合又は第二十六条の規定による許可若しくは承認の取消しの処分があつた場合においては、電線を除却し、占用している電線共同溝の部分原状に回復しなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する者に対して、同項の規定による原状の回復について必要な指示をすることができる。

(国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例)

第二十一条 国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡については、国と道路管理者との協議が成立することをもって、第十条、第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による許可又は第十五條第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

第四章 雜則

(国の負担又は補助)

第二十二条 道路法第十三條第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)内の一般国道

に附属する電線共同溝の建設(第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。)又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用(第七條第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項又は第十九條の規定により電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者又は電線共同溝を占用する者が負担すべき費用(以下この条において「建設負担金等」という。)を除く。)は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七條第三項に規定する指定市(以下「指定市」という。)がそれぞれ二分の一を負担する。ただし、道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2 国は、前項の場合を除き、電線共同溝の建設又は改築に要する費用(建設負担金等を除く。)の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改築が道路(道路の附属物を除く。以下

この項において同じ。)の新設又は改築に伴うものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助とする。

一 当該道路が国道である場合 当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者によるその負担の割合(道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、第一項ただし書の政令で定める割合を下回るときは、当該政令で定める割合)に応じた負担

二 当該道路の新設又は改築が道路法その他の法律の規定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村道である場合 当該都道府県道又は市町村道の新設又は改築に要する費用に關し補助することのできる割合以内での補助

(収入の帰属)

第二十三条 第七條第一項(第八条第三項において準用する場合を含む。)、第十三條第一項又は第十九條の規定に基づく負担金は、当該電線共

規定による投票並びに施行日以後公示日の前日
までにその期日を告示される衆議院議員の選挙
については、なお従前の例による。

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第
四條の二第一項の規定により地方公共団体の休
日として同条第二項各号に掲げる日を定めてい
る市町村(同条第三項に規定する日を定めてい
る市町村を含む。)以外の市町村については、新
法第四條第一項から第六項まで(同条第五項及
び第六項の規定を新法第五條第十三項において
準用する場合を含む。)、第五條第一項から第十
二項まで、第七條第一項及び第二項、第九條第
一項及び第二項、第十三條第一項から第三項ま
で、第十五條第一項、第十六條並びに第十七條
第一項の規定によつて算出する経費の額は、こ
れらの規定にかかわらず、自治大臣が別に定め
る。この場合においては、新法第十八條第一項
中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び国会
議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の
一部を改正する法律(平成七年法律第 号)
附則第三項」とする。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関す
る法律の一部を改正する法律案(内閣提
出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨

1 最近における公務員給与の改定、賃
金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員
の選挙等の執行について国が負担する経費で地
方公共団体に交付するものの基準を改定する等
の措置を講じようとするもので、その主な内容
は次のとおりである。

2 最近における物価の変動等に伴い、選挙公
報発行費、ポスター掲示場費等の積算単価で
ある印刷費その他の額を実情に即するよう引
き上げ、これらの経費に係る基準額を改定す
ること。

3 政見放送公営費及び経歴放送公営費を算定
種目に加えること。

4 ポスター掲示場の経費の額について、その
算定の単位を掲示場の区画数とすること。
5 この法律は、公布の日から施行すること。
6 その他所要の規定の整備を行うものとする
こと。

二 議案の可決理由

本案は、最近における公務員給与の改定、賃
金及び物価の変動等の事情を考慮し、国会議員
の選挙等の執行について国が負担する経費で地
方公共団体に交付するものの基準を改定する等
の措置を講じようとするもので、妥当なものと
認め、これを可決すべきものと議決した次第で
ある。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成七年度一
般会計予算に約八十四億九千五百万円が計上さ
れている。
右報告する。

平成七年二月二十八日

公職選挙法改正に関
する調査特別委員長 松永 光

衆議院議長 土井たか子殿

住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等促
進法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月三日

内閣総理大臣 村山 富市

住宅金融公庫法及び北海道防塞住宅建設等
促進法の一部を改正する法律

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百
五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「平成七年三月三十一日」を

「平成九年三月三十一日」に改める。

附則第十四項の表を次のように改める。

一		二	
昭和五十九年度末までに政府から借り入れた借入金 の利息(当該借入金の利率が年六・五パーセントを 超える場合における当該超える部分の利率に係る利 息に限る。二の項において同じ。)で平成二年度から 平成六年度までの各年度において支払うべきもの		平成六年度末までに政府から借り入れた借入金の利 息で平成七年度から平成十一年度までの各年度にお いて支払うべきもの	
平成三年度以降 の各年度		平成八年度以降 の各年度	
平成二年度以降 の各年度		平成七年度以降 の各年度	

理 由

電線を道路の地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることにより、道路の安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線共同溝を整備すべき道路の指定の制度を新設するとともに、道路管理者による電線共同溝の建設、電線共同溝の管理並びに国庫による負担及び補助の特例について定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、道路管理者が、特定の道路について、電線を共同して収容する電線共同溝の整備等を行うことにより、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤

去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路について、区間を定め、電線共同溝整備道路として指定することができる。

2 電線共同溝整備道路の指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

3 道路管理者は、電線共同溝整備道路として指定された道路について、2の申請をした者の意見を聴いて定めた電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝を建設する。

4 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

5 道路管理者は、3により電線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたとき認めるときは、電線共同溝を増設することができる。

6 道路管理者は、1の指定をした場合においては、当該道路の地上における電線及びこれ

を支持する電柱による占用に関し、一定のものを除き、道路法に基づく道路の占用の許可をしてはならない。

7 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量等を明らかにして、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をするものとする。

8 7の許可を受けた者以外の者であっても、電線共同溝の収容能力に余裕があるときは、道路管理者の許可を受けて、電線共同溝を占用することができる。

9 8による許可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は増設に要した費用のうち、当該電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用負担金を負担しなければならない。

10 この法律の規定に基づき電線共同溝を占用する者は、当該電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

11 指定区間内の一般国道に附属する電線共同

溝の建設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用は、政令で定めるところにより、国及び都道府県がそれぞれ二分の一を負担し、それ以外の場合においては、国は、電線共同溝の建設又は改築に要する費用の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができる。

12 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成七年度道路整備特別会計予算の中に、四百二十七億六千四百万円が計上されている。

右報告する。

平成七年三月一日

建設委員長 遠藤 和良

衆議院議長 土井たか子殿

に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

第二章 電線共同溝の建設

(電線共同溝を整備すべき道路の指定)

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定め

て、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村(当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く)、当該道路の沿道がその供給区域に該当する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第二項に規定する一般電気事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者(政令で定める者を除く。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

4 道路管理者は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請)
第四条 前条第一項の規定による指定があったときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占有を希望する者は、建設省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る道路又は道路の部分(以下「電線共同溝整備道路」という。)について、当該指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱(いまだ設置に至らないものを含む。)の設置及び管理を行う者に対し、前項の規定による申請を勧告することができる。

3 国が電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占有を希望する場合においては、国が道路管理者に協議することをもって、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

4 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下しなければならない。

一 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないことと認められるものであること。

二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

(電線共同溝の建設)

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者(同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。)の意見を聴いて電線共同溝整備計画を定め、これに基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

3 前項の電線共同溝整備計画には、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上必要と認められる場合においては、電線共同溝の占有予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分の定めることができる。

明治二十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

(第十号の発送は都合により後日となるため、第十二号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三円 送料を 含む別